

## 2020年度障害福祉サービス事業者等指導監査報告書

### 1 町田市の指導監査について

#### (1) 指導及び監査の目的

町田市（以下「市」という。）では2017年度から、市内の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、指導及び監査（以下「指導監査」という。）を実施することとしています。

指導監査は、障害福祉サービス事業者等が法令等で定める最低基準及び指定基準等を遵守しているか等を個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置をすることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、市における障がい者（児）福祉の増進に寄与することを目的としています。

#### (2) 指導について

指導の類型には、実地指導と集団指導があります。

##### ア 実地指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行います。改善を要すると認められた事項については、後日、実地指導を行った障害福祉サービス事業者等に通知し、原則として実地指導日から60日以内に改善報告書の提出を求めます。

実地指導の権限は、東京都と区市町村にあります。市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」という。）第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

市は、東京都との申し合わせにより、2017年度は、市が所管する社会福祉法人の運営する障害福祉サービスのみを実地指導の対象としていました。

2018年度以降は、市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者等、市が指定の権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については原則として3年に1回、その他の障害福祉サービス事業者等については必要に応じて実地指導を実施することとしています。

## イ 集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方式により行います。

### (3) 監査について

自立支援給付に係る費用等の不正請求、著しく不当なサービスの提供が明らかな場合等には、監査を実施します。監査の結果、不正等が判明した障害福祉サービス事業者等に対しては、支援法第49条、第50条等に基づき、都知事が勧告、命令、指定の取消等の処分を行います。

なお、2020年度に監査の対象となった市内の障害福祉サービス事業者等は、ありません。

### (4) 新型コロナウイルス感染症の影響

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制を図るため、2度にわたり緊急事態宣言が発出されました。

障害福祉サービス事業者等が提供する各種サービスは、利用者やその家族の生活を支えるうえで欠かせないものであり、市内の事業所はこれまで経験したことのない状況のなか、緊急事態宣言期間中においても、可能な限り利用者に対して必要なサービスが継続して提供できるようご尽力いただきました。

指導監査課では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、緊急事態宣言期間中の実地指導は延期することとしました。しかし、事業所が開所しており、利用者がサービスの提供を受けている以上、サービスの質の確保を図るため、定期的な指導は実施すべきと考えています。

そのため、マスクの常時着用、手指のアルコール消毒等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を行い、検査員数の精査や事業所の滞在時間を可能な限り短縮する等の措置を講じたうえで、9月末から12月まで実地指導を行いました。限られた期間での実施であったため、実地指導を行った事業所数は前年度比で約56%でした。

また、集団指導については、今後も感染症拡大防止に配慮した開催方法について検討・実施していく予定です。

## 2 2020年度指導監査実施状況

### (1) 実地指導の実施状況

2020年度の市の障害福祉サービス事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指摘とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

#### 2020年度・実地指導の実施状況

対象事業数※①	実地指導を行った事業数(②)	②のうち文書指摘を行った事業数(③)	②のうち口頭指摘を行った事業数	文書・口頭指摘事項数	実施率(②/①)	文書指摘率(③/②)
(1) 市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者（(2)の事業者を除く）						
82	2	1	2	14	2.4%	50.0%
(2) 市が指定の権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者						
36	8	5	8	51	22.2%	62.5%
(3) その他の障害福祉サービス事業者						
262	19	16	19	186	7.3%	84.2%
合計						
380	29	22	29	251	7.6%	75.9%

※2020年4月1日現在の数値

### (2) 実地指導における文書指摘事例

【文書指摘のあった具体例な事例】 ※居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護 施設系＝生活介護、就労継続支援B型 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス	2020年度指摘数 (事業内訳※)				
<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等が不足している。</p> <p>事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の障害者虐待の防止等のための必要な措置を講じること。</p>	16				
<p>&lt;根拠法令&gt;</p> <p>・虐待防止法第15条、・都条例第155号第3条第3項、・都条例第139号第3条第4項</p>	<table border="1"> <tr> <td>居宅系</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>施設系</td> <td>3</td> </tr> </table>	居宅系	8	施設系	3
居宅系	8				
施設系	3				
<p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <p>・重要事項説明書に記載する等により、虐待防止責任者を明示してください。 ・全職員を対象とした、虐待防止の研修を行ってください。 ・障害者虐待の相談、通報、届出先を記載した文書を掲示してください。</p>	<table border="1"> <tr> <td>相談系</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>児童系</td> <td>3</td> </tr> </table>	相談系	2	児童系	3
相談系	2				
児童系	3				

<b>【文書指摘のあった具体例な事例】</b> ※居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護 施設系＝生活介護、就労継続支援B型 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス	2020年度 指摘数 (事業内訳※)	
<p><b>業務管理体制の整備に関する事項の届出をしていない。</b></p> <p>事業者は、業務管理体制を整備しなければならず、指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の当該事業者は、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しなければならない。また、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出なくてはならない。</p> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援法第51条の2第1項及び第2項第1号、</li> <li>・支援法施行規則第34条の27第1号並びに第34条の28第1項第1号及び第2号</li> <li>・児童福祉法第21条の5の26第1項及び第2項第3号</li> <li>・児童福祉法規則第18条の37第1号並びに第18条の38第1項第1号及び第2号</li> </ul> <p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守責任者を選任し、業務管理体制の整備に関する事項について、東京都へ届出してください。</li> </ul>	7	
<p><b>月ごとに、従業員の勤務割表を作成していない。</b></p> <p>事業者は、利用者に対して、適切なサービスが提供できるよう事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。具体的には、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければならない。</p> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都条例第155号第56条第1項（準用）、・障発1206001号第四の3の(17)（準用）</li> <li>・都条例第139号第14条第1項（準用）、・障発0330第12号第三の3の(27)①（準用）</li> <li>・厚労令第28号第20条第1項、・障発0330第22号第二の2（16）①</li> <li>・厚労令第29号第20条第1項、・障発0330第23号第二の2（16）①</li> </ul> <p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則月ごとに、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等が明確な勤務表を作成してください。</li> </ul>	5	
<p><b>サービス提供責任者の必要人員を満たしていない。</b></p> <p>指定居宅介護事業者等は、当該事業を行う事業所ごとに、常勤の従業員であって専ら職務に従事するもののうち、事業の規模に応じて必要な員数のサービス提供責任者として配置しなければならない。</p> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都条例第155号第5条（準用）、・都規則第175号第3条第1項第2号</li> </ul> <p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供責任者の配置基準に係る必要員数を確保してください。</li> </ul>	3	
<p><b>サービス提供の記録に際し、利用者の確認を受けていない。</b></p> <p>事業者は、サービスの提供の記録に際し、支給決定障害者等からサービスの提供を受けたことについて、確認を受けなければならない。</p> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都条例第155号第23条第2項（準用）、・都条例第139号第25条第2項（準用）</li> </ul> <p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供日ごとに支援内容やその他必要な事項を記録し、利用者からサイン等により確認を受けてください。</li> </ul>	3	

<p><b>【文書指摘のあった具体例な事例】</b>            ※居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護            施設系＝生活介護、就労継続支援B型            相談系＝計画相談支援、障害児相談支援            児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス</p>	<p>2020年度 指摘数 (事業内訳※)</p>	
<p><b>減算事項があるものに対して、適正に算定していない。</b></p> <p>指定居宅介護事業者等は、加算を算定する際にその要件を満たさなければならない。</p>	<p>3</p>	
<p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護（初回加算）／・平18厚労告523別表第1の2の注、・ 障発第1031001号第二の2(1)⑩</li> <li>・ 重度訪問介護（喀痰吸引等支援体制加算）／・平18厚労告523別表第2の5の注</li> <li>・ 同行援護（初回加算）／・平18厚労告523別表第3の2の注、・ 障発第1031001号第二の2(3)⑫</li> </ul>	居宅系	3
<p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加算を算定した利用者の介護給付費について、町田市障がい福祉課と協議し、適切に処理してください。</li> </ul>	施設系	0
	相談系	0
	児童系	0
<p><b>従業者の員数について、常勤換算方法で必要員数を満たしていない。</b></p> <p>指定居宅介護事業者は、当該事業を行う事業所ごとに、事業の提供に当たる者として厚生労働省が定める従業者の員数を、常勤換算方法で2.5以上としなければならない。</p>	<p>2</p>	
<p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都条例第155号第5条（準用）、・ 都規則第175号第3条第1項（準用）</li> </ul>	居宅系	2
<p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスの提供に当たる者として厚生労働省が定める従業者の員数を、常勤換算方法で2.5以上とすること。</li> </ul>	施設系	0
	相談系	0
	児童系	0
<p><b>届出事項に変更があったが、10日以内に、その旨を区市町村長に届け出していない。</b></p> <p>指定特定相談支援事業者等は、事業所の平面図に変更があったときは、その旨を十日以内に市町村長に届出をしなければならない。</p>	<p>2</p>	
<p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援法第51条の25第3項、・ 支援法施行規則第34条の60第1項</li> <li>・ 児童福祉法第24条の32第1項、・ 児童福祉法施行規則第25条の26の7第1項</li> </ul>	居宅系	0
<p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の平面図の変更に関する事項について、町田市へ届出をしてください。</li> </ul>	施設系	0
	相談系	2
	児童系	0
<p><b>事故が発生した場合に、東京都及び町田市へ報告を行っていない。</b></p> <p>指定児童発達支援事業者等は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに東京都、町田市等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2</p>	
<p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都条例第139号第50条（準用）</li> </ul>	居宅系	0
<p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関での治療を要した事故について、東京都（施設サービス支援課児童福祉施設担当）及び町田市（障がい福祉課）への報告を行ってください</li> </ul>	施設系	0
	相談系	0
	児童系	2

<b>【文書指摘のあった具体例な事例】</b> ※居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護 施設系＝生活介護、就労継続支援B型 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス	2020年度 指摘数 (事業内訳※)	
<b>毎年度、当該年度の目標工賃と前年度の工賃実績を利用者に通知すること。</b>  指定就労継続支援B型事業者は、工賃の目標水準と前年度の工賃支払い平均額を、利用者に通知しなければならない。	1	
<根拠法令>  ・都条例第155号第187条第4項	居宅系	0
<改善の際の注意点>  ・利用者へ当該事項を通知するか、事業所内の見やすい場所に掲示をしてください。	施設系	1
<b>従業者に身分を証する書類を携行していない。</b>  指定特定相談支援事業者は、従業者に当該指定特定相談支援事業所の名称及び当該従業者の氏名を記載した身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	1	
<根拠法令>  ・厚労省令第28号第11条、・障発0330第22号第二の2(7)	居宅系	0
<改善の際の注意点>  ・身分を証する書類(身分証や名札等)を作成し、訪問時に携行するよう指導してください。	施設系	0
<b>計画相談支援給付費の金額を通知していない。</b>  指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しなければならない。	1	
<根拠法令>  ・厚労省令第28号第14条第1項	居宅系	0
<改善の際の注意点>  ・計画相談支援給付費を受領後、利用者に計画相談支援給付費の金額を通知してください。	施設系	0
<b>利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていない。</b>  指定特定相談支援事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	1	
<根拠法令>  ・厚労省令第28号第23条第1項	居宅系	0
<改善の際の注意点>  ・事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え置きしてください。	施設系	0
<改善の際の注意点>  ・事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え置きしてください。	相談系	1
	児童系	0

<b>【文書指摘のあった具体例な事例】</b> ※居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護 施設系＝生活介護、就労継続支援B型 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス	2020年度 指摘数 (事業内訳※)	
<b>障がい児又はその家族に関する情報提供の同意を事前に得ていない。</b>  指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児又はその家族に関する情報を他の事業者等に提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ておかなければならない。	1	
<根拠法令>  ・都条例第139号第45条第3項（準用）	居宅系	0
<改善の際の注意点>  ・個人情報使用同意書により、利用児及び家族代表者の同意を得てください。	施設系	0
	相談系	0
	児童系	1
<b>工賃の目標水準と前年度の工賃実績を、東京都に報告していない。</b>  指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。	1	
<根拠法令>  ・都条例第155号第187条第4項、・障発第1206001号第十二の3(1)	居宅系	0
<改善の際の注意点>  ・工賃の目標水準と前年度の工賃実績について、東京都に報告してください。	施設系	1
	相談系	0
	児童系	0

### (3) 集団指導の実施状況

2020年度は、下記のとおり集団指導を実施いたしました。

実施日	対象事業者	対象事業所数 (①)	参加事業所数 (②)	出席率 (②/①)	主な内容
2020年11月26日 2020年11月30日	・計画相談支援 ・障害児相談支援	36	23	63.9%	実地指導における注意点及び 主な文書指摘事項について

※今年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、同内容の研修を2回に分けて開催することとなりました。

## 根拠法令等

略称	正式名称
虐待防止法	平成23年法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
支援法	平成17年法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
支援法施行規則	平成18年厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」
児童福祉法	昭和22年法律第164号「児童福祉法」
児童福祉法施行規則	昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
都条例第155号	平成24年東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
都規則第175号	平成24年東京都規則第175号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
障発1206001号	平成18年12月6日障発第1206001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」
都条例第139号	平成24年東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
障発0330第12号	平成24年3月30日発障発0330第12号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」
厚労省令第28号	平成24年厚生労働省令第28号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
障発0330第22号	平成24年3月30日障発0330第22号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」
厚労省令第29号	平成24年厚生労働省令第29号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
障発0330第23号	平成24年3月30日障発0330第23号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」
平18厚労告523号	平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
障発第1031001号	平成18年10月31日障発第1031001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」